

## 第 1 4 号議案

東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 9 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、職員の職務の級等に関し、規定の整備を図るため提出します。

## 東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区職員の給与に関する条例（昭和26年9月台東区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「のすべて」を削り、同条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第10条第3項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円

(2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 9,000円

第10条第3項第3号及び第4号を削り、同条第4項中「（第2項第2号に掲げる子に限る。以下同じ。）」及び「（同項第2号に該当する子がある場合にあっては、特定期間にある当該扶養親族たる子の数から1を減じた数）」を削る。

第11条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号に掲げる」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「または」を「又は」に、「かかる」を「係る」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつたものが特定期間にある子となつた場合

第11条に次の1項を加える。

4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

第21条第4項第1号及び第21条の4第4項第1号中「3級以上」を「2級以上」に改める。

付則第11項を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第4、別表第5及び別表第6を次のように改める。

別表第8備考2中「ホテル営業又は旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第8の改正規定は、同年6月15日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 この条例による改正後の東京都台東区職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1に掲げる行政職給料表（一）、別表第2に掲げる行政職給料表（二）、別表第4に掲げる医療職給料表（二）及び別表第5に掲げる医療職給料表（三）の適用について、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者の属していた職務の級（以下「旧級」という。）が付則別表第1の旧級欄に掲げる職務の級であった職員（以下「特定職員」という。）の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え等)

- 3 特定職員（次項に規定する特定職員を除く。）の施行日における号給は、旧級及び施行日の前日にその者が任用されていた職（以下「旧級等」という。）並びに施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて、付則別表第2に定める号給（特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める職員にあっては、人事委員会が定める号給）とする。

4 特定職員のうち付則別表第3に掲げる旧級等にあるものが、施行日に新級から昇格をする場合における昇格後の号給は、改正後の条例第6条第1項の規定にかかわらず、旧級等、昇格後の職務の級及びその者が任用される職（以下「昇格後の級等」という。）並びに旧号給に応じて、同表に定める号給とする。

（給料の切替えに伴う経過措置）

5 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員（以下「同一給料表適用特定職員」という。）のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）その他人事委員会の定める職員を除く。）には、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を、同一給料表適用特定職員のうち旧級が2級又は7級である再任用職員であって、施行日以降にその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を、それぞれ給料として支給する。

6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員（前項に規定する同一給料表適用特定職員を除く。）について、同項の規定により給料を支給される同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該特定職員には、人事委員会の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料

を支給する。

7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定により給料を支給される特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

8 同一給料表適用特定職員（行政職給料表（二）の適用を受ける再任用職員に限る。）のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が同表2級の再任用職員の欄に掲げる給料月額に達しないこととなるものであって、区長が定めるものについて、付則第5項の規定により給料を支給される同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該同一給料表適用特定職員には、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を給料として支給する。

（扶養手当に関する特例措置）

9 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における改正後の条例第10条第3項並びに第11条第1項、第3項及び第4項の規定の適用については、改正後の条例第10条第3項第1号中「前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族 10,000円」と、同項中

「(2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 9,000円」

とあるのは

「(2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族た

る子」という。)で満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもののうち1人(職員に配偶者のない場合に限る。) 10,000円

(3) 扶養親族たる子のうち前号に該当するもの以外のもの 7,500円

(4) 前項第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円

と、改正後の条例第11条第1項中

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に



掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、同条第4項中「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

10 平成30年3月31日において、この条例による改正前の東京都台東区職員の給与に関する条例第10条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、施行日以後、引き続き、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第10条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第10条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。

(1) 平成30年度 11,500円

(2) 平成31年度から平成35年度まで 13,000円

1.1 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

1.2 前項の規定による届出は、改正後の条例第11条第1項の規定による届出とみなす。

1.3 付則第10項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

（平成30年度に支給する期末手当に関する経過措置）

1.4 平成30年度に支給する期末手当に係る改正後の条例第21条第4項第1号の規定の適用については、同号中「職務の級が2級以上である職員」とあるのは、「職務の級が1級である職員であつて区規則で定めるもの及び職務の級が2級以上である職員」とする。

（平成30年度に支給する勤勉手当に関する経過措置）

1.5 平成30年度に支給する勤勉手当に係る改正後の条例第21条の4第4項第1号の規定の適用については、同号中「職務の級が2級以上である職員」とあるのは、「職務の級が1級で

ある職員であつて区規則で定めるもの及び職務の級が2級以上である職員」とする。

(委 任)

16 付則第2項から第8項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。